

経営者のための やさしい企業年金教室

平成27年3月4日

13 時限目：「企業年金制度の拡充案について」

平成27年1月16日に開催された第15回社会保障審議会企業年金部会において、企業年金制度拡充に向けた見直しの方向性が示されました。これは、同部会が昨年6月から11回にわたり審議を重ねてきたもの。今回、方向性が概ね一致し、見直しを行うものと引き続き議論していくものとに分け、一定の整理がなされました。

従来は、公的年金は老後の生活を支える柱であり、企業年金はそれを補完するものという位置づけでした。しかし、公的年金の給付水準が引下げられる方針が示されている中、老後の生活を安定したものとするための自助努力がますます求められる時代となってきています。こうした状況を踏まえ、企業年金はその代表的なものとして公的年金に準ずる制

度に位置付けられました。

今回示されたこうした方向性が全て実現するとは限りませんが、昨年12月30日に自民党・公明党が公表した平成27年度税制改正大綱に、「個人型DCへの小規模事業主の掛金納付を可能とする制度」や「個人型DCに第3号被保険者等を加入可能とする措置」などが盛り込まれたことから、見直しを行うとした部分は概ね法律改正等を待って実現するものと思われます。

なお、今回方向性が一致し見直しを行うとされた内容のうち、主なものは下表の通りとなります。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会） 葉山 俊夫

確定給付企業年金（DB）	確定拠出年金（DC）
<ul style="list-style-type: none">●受託保証型DB（積立不足が発生しないことが確実に見込まれるDB）の普及促進のため、手続きの緩和等を進める●積み立て状況に応じた柔軟で弾力的な給付設計について検討●景気変動等のリスクに備えるための事前積立に係る掛金拠出についての検討および各方面との調整●積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出についての検討および各方面との調整	<ul style="list-style-type: none">●投資教育の共同実施●個人型DCへの小規模事業主の掛金納付を可能とする制度の創設●個人型DCに第3号被保険者、企業年金加入者、公務員共済等加入者を加入可能とする●DC制度等への年金資産の移換を可能とする●拠出限度額規制を月単位から年単位に変更